令和８年１０月１３日

久万高原町長　河野　忠康　様

久万高原町上下水道事業経営審議会
会長　大久保　武

簡易水道事業の経営基盤強化に向けた水道料金のあり方について（答申）

令和８年７月１７日付けで諮問のあった、簡易水道事業の経営基盤強化に向けた水道料金のあり方について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

１．水道料金改定の必要性

本町の簡易水道事業は、過疎・高齢化の進展に伴う給水人口及び有収水量の減少等により、水道料金収入が減少傾向にある一方、老朽化した施設の維持管理に要する経費や施設更新に係る負担、物価及び人件費等の上昇により、事業運営を取り巻く環境は厳しさを増している。

現行の水道料金を維持した場合、今後も資金残高の減少が続き、将来的に安定した事業運営に支障を来すことが見込まれる。

このため、住民の生命と生活を支える給水サービスを将来にわたり安定的に継続するためには、経費を適正に料金へ反映させ、収支の均衡を図るとともに、利用者の負担が公平で合理的なものとなるよう、水道料金を見直す必要がある。

２．水道料金改定の基本的な考え方

今回の料金改定に当たっては、将来の人口減少等による料金収入の減少を見据え、令和９年度から令和１１年度までの３年間において収支の均衡を図るために必要となる水準を確保することを基本とし、あわせて、住民負担にも十分配慮するものとする。

また、料金体系については、利用者間の負担の公平性及び分かりやすさを確保するとともに、簡易水道事業全体として適正な料金負担となるよう見直すことが適当である。

３．水道料金の改定時期及び改定率

令和９年度から令和１１年度までの３年間において収支の均衡を図るため、令和９年４月から一括して改定することが適当である。

水道料金については、令和９年４月から改定を実施し、平均で約３３％の改定を基本とすることが適当である。（付属資料１　水道料金表参照）

現行料金を維持した場合の給水収益と、令和９年度から令和１１年度までの３年間において収支の均衡を図るために必要な給水収益との差を踏まえ、今回の改定は事業を安定的に継続するために必要な水準を確保するものとする。

４．料金体系の見直し

（１）　基本料金について

定額制区域と従量制区域との間で基本料金額を統一し、簡易水道事業全体として公平性の確保を図ることが適当である。

（２） メーター使用料について

現行のメーター使用料については、これを廃止し、基本料金に組み込むことが適当である。

（３） 用途別料金から口径別料金への移行について

現行の用途別料金については、料金負担の公平性及び料金体系の明確化を図る観点から、口径別基本料金を基本とする料金体系へ移行することが適当である。大口径については、急激な負担増を避けるため、一定の経過措置を講じるなど、段階的な負担調整を図ることが適当である。

（４） 基本水量について

基本水量は、今回の料金改定において現行の一般用に適用されている８㎥を維持することが適当である。廃止又は縮小については、少量使用者への影響を踏まえ、次回以降の料金改定時に改めて検討することが適当である。

５．定額制区域の今後の取扱い

定額制区域については、施設規模や管理方法等が従量制区域と異なるものの、これらを含めて一つの簡易水道事業として運営していることから、区域ごとの収支のみをもって料金負担を設定するのではなく、事業全体として適正な負担の在り方を検討することが適当である。

また、地域住民で組織する管理組合により維持管理されている面もあることを踏まえ、地域における管理の負担と町が負担する委託料との関係を整理し、管理方法及び委託料の在り方について継続して検討することを求める。

６．住民への説明及び周知

今回の料金改定は住民の負担増を伴うことから、改定内容だけでなく、人口減少による料金収入の減少、施設の老朽化、物価及び人件費等の上昇、現行料金を維持した場合の将来の経営状況等について、分かりやすく説明することが重要である。

広報紙や町ホームページ、住民説明会、各戸へのお知らせの配布等を活用し、住民の理解が得られるよう丁寧な周知に努めることを求める。

７．経営努力及び今後の検証

料金改定による財源確保のみを目的とすることなく、町においても引き続き経費の縮減、業務の効率化、施設の適正な維持管理及び更新、管理方法の見直し等に取り組み、経営改善に努めることを求める。

また、人口、給水量、物価、施設の維持管理状況及び経営状況等を継続的に検証し、必要に応じて水道料金を適時適切に見直すことが必要である。

加えて、水道事業を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行により、今後さらに厳しさを増すことが想定される。これらは、料金の見直しのみで解決できる課題ではないことから、１０年後、２０年後を見据えた持続可能な水道事業のあり方について、継続して調査研究を行うことを求める。あわせて、水道を含む社会基盤の維持と持続可能なまちづくりの観点から、町全体の施策との連携を図りながら検討を進められたい。

以　上

（付属資料）

１　水道料金表
２　審議会委員名簿
３　審議会開催経過

（付属資料　1）

水道料金表

種　別	量水器口径	基本水量	基本料金			超過料金	
			新料金	改定率（対一般用）	改定率（対営業用）	新料金	改定率
従量制	13mm	8㎥まで	1,573円	29.47%	-45.10%	236円	32.58%
	20mm		1,707円	34.62%	-41.50%		
	25mm		1,930円	51.02%	-34.08%		
	30mm		2,199円	70.60%	-25.18%		
	40mm		2,523円	69.56%	-19.60%		
	50mm		4,373円	133.23%	24.06%		
	75mm		5,589円	102.87%	26.88%		
定額制			1,573円	43.00%			

※用途区分廃止に伴い、基本水量は全て8㎥とする。
（現行営業用は20㎥、浴場及び工業用は150㎥）
※改定率は改定前の基本料金＋メーター使用料を基準に算出している。

（付属資料　２）

久万高原町上下水道事業経営審議会　委員名簿

所属・役職	氏　名
愛媛大学大学院　地域レジリエンス学環　准教授	
久万高原町議会　産業建設常任委員会　委員長	
久万高原町議会　産業建設常任委員会　副委員長	
久万高原町商工会　会長	
久万高原町連合婦人会　会長	
久万高原町老人クラブ連合会　会長	
久万高原町ＰＴＡ連合会　会長	
久万高原町民生児童委員協議会　会長	
久万高原町社会福祉協議会　会長	
古味簡易水道組合　組合長（美川地区）	
二篦水道組合　組合長（美川地区）	
相の峰水道組合　組合長（面河地区）	
永野水道組合　組合長（柳谷地区）	

（付属資料３）

久万高原町上下水道事業経営審議会開催経過

回	開催日時	主な審議内容
第１回	令和 8 年 7 月 17 日（金）	諮問（簡易水道事業の経営基盤強化に向けた水道料金のあり方について） 簡易水道事業の経営状況及び収支見通しについて 料金改定の必要性について
第２回	令和 8 年 8 月 28 日（金）	料金体系の見直し方針について ・口径別料金制への移行 ・従量制と定額制の取り扱い ・メーター使用料について ・基本水量について 料金改定の実施時期及び改定率（パターンＡ・Ｂ）について 水道利用者への広報について
第３回	令和 8 年 10 月 2 日（金）	改定パターン（パターンＡ・Ｂ）の比較検討 改定パターン、料金体系の決定 答申書案について
第４回	令和 8 年 10 月 13 日（火）	答申案の確認 答申